

「住宅用地整備促進事業」「住宅用地創出促進事業」の詳細について

事業詳細（対象者や上限額等）

政策目的	事業者及び地権者への支援による住宅整備促進	空家等の解体による住宅用地創出		
支援施策名	住宅用地整備促進事業 （補助金の創設）	特定空家等除却促進事業 （既存の補助金）	住宅用地創出促進事業 （補助金の拡充）	住宅用地創出促進事業 （補助金の拡充）
対象者	a) 宅地開発事業者 b) 地権者	危険空き家の所有者	特定空家等除却促進事業の対象 空き家を除却した土地の所有者	対象の土地売買を仲介する 個人又は法人 （不動産事業者等を想定）
対象・要件	・ 4区画以上 ・ 1区画200㎡以上 ・ 開発地内の道路幅員4m以上	倒壊、外装材の落下等により 近隣住民及び道路等に 影響を及ぼす空き家	対象の土地売却	対象の土地売買の仲介
補助内容	a) 1区画あたり60万円 b) 土地売買契約額の5%	除却費の1/2	対象の土地売却 1画地あたり 40万円	対象の土地売買の契約成立 1画地あたり 10万円
補助上限	a) 480万円（8区画） b) 10万円	60万円	40万円	10万円
予算額	a) 4区画×10事業/年 2,400万円 b) 地権者1人×10件 100万円 合計 2,500万円	40件/年 2,400万円	10件/年 400万円	10件/年 100万円
対象区域	山鹿地域は都市計画区域内の用途地域 鹿北・菊鹿・鹿本・鹿央地域は 各市民センターを中心とする 半径1km円の範囲内	市内全域	都市計画区域内の用途地域のうち 旧山鹿小校区	都市計画区域内の用途地域のうち 旧山鹿小校区
県内自治体状況	菊池市及び和水町で類似内容を実施 （菊池市は宅地開発に伴う道路工事費補助）	多数の自治体で実施 （熊本市・八代市・宇城市・玉名市・菊池市・山江村等）	なし	なし